**市川市街頭防犯カメラ設置費補助金　募集案内**

**（令和４年度カメラ設置団体用）**

**１．目　的**

当補助金は、自治(町)会や商店会等の自主防犯パトロール活動を行っている団体が街頭防犯カメラを設置する際に、市川市がその設置費の一部を補助し、自主防犯パトロールと街頭防犯カメラの相乗効果による更なる犯罪抑止と体感治安の向上を目的とするものです。

**２．概　要**

**対象となる団体**

　自主防犯パトロールを１年以上実施していて、今後も継続して実施予定の自治（町）会及び商店会等

**補助対象となる「街頭防犯カメラ」とは**

**【対象となるもの】**以下の全てに該当するもの

* 繁華街、住宅地、公道等の公共的な場所に設置されるもの。
* 犯罪抑止効果を持ち、不特定多数の地域住民を守るため設置されるもの。
* 撮影された映像の２分の１以上が公道で占められているもの。

**【対象外となるもの】**

* リースやレンタルで設置するもの。
* マンション敷地内や私有地を映すもの。
* 特定の個人や建物等の監視を目的するもの。
* ゴミ捨て場や駐車場の監視など特定の目的のため設置するもの。
* 常時監視を行うもの。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

**補助費について**

経費合計額の１／２（千円未満は切り捨て）を補助　（カメラ１台当たり上限２０万円）

**【対象となる経費】**

１団体で２台以上の申請も可能です

* + 防犯カメラ本体の購入費
  + 防犯カメラ設置に要する工事費
  + 防犯カメラ専用の柱の購入費及び設置に要する工事費　　※柱を新設する場合のみにかかる経費

＜ 重 要 ＞

防犯カメラは既存の柱や施設に設置することが可能です。柱の新設は必ず必要となるものではありません。

**【対象外となる経費】**

* 既存設備の撤去又は移設に要する費用
* 土地の造成、土地又は建物等の使用・取得・補償に要する費用
* モニター設置費　　　※補助対象となる防犯カメラにはモニターを設置できません。
* 防犯カメラの維持管理に要する費用（保守管理費、電気料、設置柱に係る共架料、修理費など）

＜ 重 要 ＞

カメラ購入時に加入した機器保証等の有料サービスは、維持管理に要する費用として対象外です。

**3．確 認 事 項**

**団体の構成員や設置場所の近隣住民にも確認したうえで、以下の事項に同意いただける団体のみ申請を行ってください。**

**設置について**

(1)補助対象となる防犯カメラは、犯罪抑止効果を目的とし、公共の場所を映すものに限ります。

(2)防犯カメラの設置場所は、管轄の警察署や交番と協議し、選定してください。

(3)補助金を受けようとする年度内に設置作業に着手し、設置完了まで行ってください。着手のタイミング等は別途、市からご案内します。

(4)法令の基づく許可申請（道路使用許可、道路占用許可等）が必要な場合は、設置団体が申請及び費用負担を行うこととなります。

**※申請の必要性の有無は設置場所よって異なります。設置業者に確認してください。**

(5)当補助金の対象となる防犯カメラには、国、県又は市等が用意する他の補助金の交付は受けられません。

(6)市で指定する機能を備えた防犯カメラのみが補助対象となります。

＜ 重　要 ＞

適正な映像管理や個人情報保護ため、設置する防犯カメラには機能要件を定めています。

別添「カメラ選定資料」をご確認ください。ご不明な点は市民安全課までお問い合わせください。

**映像について**

(1)カメラの映像は、設置団体で閲覧・利用ができません。警察への映像提供は市が行います。

**※事件捜査に関する警察への映像提供以外に、市が映像を使用することはありません。**

(2)防犯カメラの運用時間は２４時間で、映像保存期間は７日間となります。

**維持・管理について**

(1)防犯カメラの維持費（保守管理費、電気料、設置柱に係る共架料、修理費など）　は、設置団体の負担となります。

(2)設置団体が責任をもって機器の維持管理を行い、故障等により修理が必要な場合はその都度修理し、費用負担を行ってください。

(3)設置団体は「防犯カメラ設置及び利用に関する基準」を定め市に届け出てください。また、定めた基準に則り、適正な維持管理・運用を行ってください。

（別紙２）をご確認ください

＜ 重　要 ＞

　カメラ設置後、上記の事項が遵守されなければ、「市川市補助金等交付規則」に基づき補助金

の返還請求を行う場合があります。

**４．申請手続き**

**手続きの流れ**

**◆令和３年７月３０日（金）まで**

**・・・** 補助金を活用する旨を市民安全課へお伝えください。

　　　 　　　　※事前協議申出書等の作成前に市民安全課と打ち合わせを行います。

**◆令和３年９月上旬(予定）まで**

**・・・** 以下の書類を市民安全課に提出してください。

（書類の提出をもって補助金の正式な申請となります）

**《提出書類》**

(1)事前協議申出書　（要綱様式第１号）

(2)街頭防犯カメラ設置計画書（別紙１）

(3)自治会・商店会等の規約等

(4)自治会・商店会等の役員名簿

(5)自主防犯パトロールの継続的な活動実績を確認できる資料

(6)防犯カメラ設置及び利用に関する基準の案（別紙２）

(7)街頭防犯カメラ設置箇所予定位置図及び現況写真

(8)街頭防犯カメラの撮影予定範囲を記載した平面図

(9)防犯カメラ購入費及び設置費見積書(内訳を含む)の写し ※設置業者に依頼

(10)防犯カメラ仕様書の写し ※設置業者に依頼

市で予算を計上し、2月議会にて議決後、予算化する。

市と警察署で設置場所の協議を行う。

**◆令和４年４月中(予定)**

**・・・** 市から「事前協議結果通知」を行います。

**◆令和４年５月中 (予定)**

**・・・** 「補助金交付申請書」を提出いただきます。

**令和３年7月中旬(予定)**千葉県より補助金交付決定通知が交付される。

市から団体様へ、決定通知があった旨をご連絡いたします。

**◆令和４年７月中旬～１１月(予定)**

**・・・** 業者に発注していただき、設置工事に着手します。

※交付決定通知前の契約は、千葉県の補助金要綱により、不可となっております。

**◆令和４年1２月頃 (予定)**

**・・・** 市から補助金額の振り込みを行います。

**申請に際して**

* 補助金対象の防犯カメラは、提出書類（事前協議申出書等）の内容により決定します。先着順ではございません。
* 上記の流れは想定であり、多少前後する可能性があります。
* 期日までに手続きを完了できない場合、補助金の交付は行えませんので、ご了承ください。

**【お問合せ・書類提出先】**

〒272-8501 市川市八幡１－１－１　市役所第１庁舎３階

市川市 市民部 市民安全課

TEL 047-334-1129（直通）　　FAX 047-336-8073